**平成２５年（フ）第６３１号**
東京都墨田区文花１丁目10―１
債務者　松井　正樹
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６３２号**
東京都江戸川区東葛西２丁目24―７―201
債務者　寺澤　　彩
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６３５号**
東京都足立区島根１丁目２―27
債務者　針谷　美穂
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６３９号**
埼玉県川口市原町10―15　エターナルⅡ102
債務者　磯俣　　隆
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６４０号**
埼玉県大里郡寄居町大字末野2436―１
債務者　加藤絵美子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６４１号**
東京都江東区北砂６丁目３―14
債務者　須賀恵美子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６４２号**
東京都板橋区向原１丁目８―13―101
債務者　高橋　正浩
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６４３号**
東京都荒川区南千住８丁目６－１―1102
債務者　佐藤まり子こと　左　　玉姫
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６４４号**
東京都葛飾区東水元２丁目19―５　ドルフ水元Ｅ棟１号
債務者　馬場裕未佳
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６４７号**
東京都目黒区目黒本町４丁目９―12―102
債務者　阿部榮三郎
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６４９号**
東京都荒川区西尾久５丁目８－１―201
債務者　渡部　静枝
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６５０号**
東京都荒川区西尾久６丁目33―９
債務者　渡部　吉則
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６５１号**
東京都福生市牛浜80―103
債務者　鈴木　一英
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６５２号**
東京都練馬区関町南１丁目11―９―101
債務者　桃園　陽子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６５３号**
埼玉県草加市瀬崎６丁目３―46
債務者　河原えり子
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５１号**
横浜市中区寿町４丁目13番地１　はまかぜ
債務者　中田　啓太
１　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部